

A社は、レーザー光線を利用した精密計測機器の製造・販売を目的とする東京証券取引所1部上場の株式会社であり、特に、様々なサイズの球体の真球度を計測する機器のトップメーカーとして、この分野の世界シェアの約8割を占めている。

A社は先に、南アジアのB国の総合機械メーカーであるC社に対して、最新型レーザー真球測定器5台を輸出する契約を締結した。契約金額は、円建てで、機械本体の代金が1台当たり3億5千万円、機械稼働後5年間の保守点検サービスの代金が機械1台・1年間当たり1千万円である。

A社は、上記機械を自社工場で製造し、取扱い説明書を作成し、あとは出荷を待つだけになったが、その段階になって、B国が核不拡散条約に違反して核兵器を開発している疑いが濃厚となったため、国際連合安全保障理事会は、加盟各国に対し、B国が核兵器開発に使用されるおそれのある機器・原料等の輸出を禁止する決議を採択した。日本政府は、この安保理決議を受けて、外国為替及び外国貿易法（外為法）48条3項に基づき、B国に対するレーザー計測機器の輸出を経済産業大臣の承認に係らせるための政令を制定し即日施行した。そこで、A社は、上記機械の輸出について経済産業大臣の承認を申請したが、B国の核兵器開発に利用されるおそれが強いという理由で不承認処分を受けた。

A社は、上記不承認処分によって被った損失の補償を国に求めることができるか。上記不承認処分に関連する外為法の規定は、別紙の〈参照〉欄に摘記したものである、という前提で解答せよ。

なお、A・C両社間で締結された輸出入契約には、天災地変のほか、政府の主権的行為によって契約上の義務が履行できなくなった場合には、債務不履行責任を負わない旨が定められている。当面B国への輸出ができなくなったレーザー真球測定器については、日本国内の工作機械メーカーであるD社が、5台とも買い取りたいというオファーを出しているが、この種の機器にはオーダーメイドの色彩が強く、D社向けに出荷するためにはかなりの仕様の変更が必要であり、1台4億円で売らなければA社としては利益ができないところから、D社との間の商談は難航している。

以上

〈参照〉

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

第10条 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置（この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第16条第1項、第21条第1項、第23条第4項、第24条第1項、第25条第4項、第48条第3項及び第52条の規定による措置をいう。）を講ずべきことを決定することができる。

政府は、前項の閣議決定に基づき同項の対応措置を講じた場合には、当該対応措置を講じた日から20日以内に国会に付議して、当該対応措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

## (輸出の許可等)

第 48 条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

経済産業大臣は、前 2 項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第 20 条第 1 項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

## (不服申立ての手續における意見の聴取)

第 56 条 主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

第 1 項の意見の聴取に際しては、異議申立人又は審査請求人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

前 3 項に定めるもののほか、第 1 項の意見の聴取の手續について必要な事項は、政令で定める。

## (不服申立てと訴訟との関係)

第 57 条 前条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

前条第 1 項に規定する処分については、行政手続法第 27 条第 2 項の規定は、適用しない。

第 67 条 主務大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

第 70 条 次の各号の一に該当する者は、3 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の 3 倍が 100 万円を超えるときは、罰金は、当該価格の 3 倍以下とする。

1～30 (略)

31 第 48 条第 3 項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者